

おいでませ！山口国体 リハーサル大会馬事衛生対策要項

(平成23年2月23日 第11回宿泊・衛生専門委員会決定)

1 趣旨

この要項は、第66回国民体育大会 医事・衛生基本計画に基づき、馬術競技リハーサル大会出場馬（以下「出場馬」という。）に対する馬事衛生に万全を期し、馬術競技の円滑な運営に期するため、必要な事項を定める。

2 業務の実施体制

山口県国体実施本部（仮称）及び下関市国体実施本部（仮称）は、会場においておいでませ！山口国体リハーサル大会馬事衛生本部（以下「馬事衛生本部」という。）を設置し、関係機関・団体等の協力を得て、馬事衛生業務を実施する。

3 業務分担と経費の負担

おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びおいでませ！山口国体下関市実行委員会（以下「下関市実行委員会」という。）は、第4項に掲げる業務の分担及び業務に係る経費の負担について、別途協議の上、定める。

4 業務内容

(1) 防疫

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜の伝染性疾病発生の予防措置として、次の事項を実施する。

ア 家畜防疫員詰所の設置

出場馬の防疫に万全を期すため、平成23年5月19日（木）から5月22日（日）までの間、家畜防疫員詰所を設置し、家畜防疫員を配置して防疫業務にあたる。

イ 防疫検査

出場馬が会場内に到着したとき、家畜防疫員は、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、次に掲げる基準により防疫検査を実施する。

なお、検査に合格しない馬は入厩させないものとする。

(ア) 馬伝染性貧血

平成22年1月1日以降の家畜保健衛生所長による検査成績が陰性であることの証明がされていること。

(イ) 馬インフルエンザ予防注射

① 基礎免疫として21日以上2ヶ月以内（平成20年3月31日以前は2週間以上2ヶ月以内）の間隔で2回接種後、7ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的（平成20年3月31日以前は毎年1回）に補強接種を実施し、最終接種日が平成22年10月29日以降であること。

② なお、①に該当しない出場馬については、入厩する2週間前までに2回の基礎免疫を終了し、最終接種日が平成22年10月29日以降であること。

(ウ) 流行性脳炎（日本脳炎）予防注射

平成22年5月1日以降に2週間以上2ヶ月以内の間隔で2回接種していること。

ウ 消毒及び衛生害虫駆除

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、厩舎及び馬運車等の消毒並びに衛生害虫の駆除を行う。

(ア) 厩舎・馬運車等の消毒

厩舎の消毒は、出場馬の到着前5日以内及び退厩後直ちに行い、馬運車等の消毒は、馬運車が会場に到着した時に行う。

(イ) 衛生害虫等の駆除

厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

エ 家畜の伝染性疾病発生時の対応

出場馬に家畜の伝染性疾病感染を疑う事例が発生した時は、馬事衛生本部長は、家畜伝染病予防法等に基づき関係機関と連携して指導、助言を行う等、まん延の防止のために必要な措置をとるものとする。

(2) 健康検査

出場馬が入厩する前及び退厩する前に健康状態を確認する。

ア 健康検査を行う検査員は獣医師とする。

イ 検査場所は、馬降場等とする。

ウ 検査は、視診、聴診、打診及び触診等による一般検査とする。ただし、検査員が必要と認める時は、血液、尿等の精密検査を実施する。

なお、検査の結果、異常が認められる場合は、馬診療所において応急手当等の必要な処置を行う。

(3) 診療

ア 馬診療所の設置

出場馬の傷病発生等に対処するため、平成23年5月19日（木）から5月22日（日）までの間、会場内に馬診療所を設置し、応急処置及び緊急な治療にあたる獣医師（以下「救護獣医師」という。）を配置して、昼間及び夜間対応する。

イ 診療費用

診療に要した費用は、応急手当において要した費用を除き参加都道府県の負担とし、馬診療所にて支払うものとする。

ウ 移送を必要とする場合の措置

(ア) 馬事衛生本部長は、必要に応じて出場馬を移送する等、適切な措置を講じるものとする。

(イ) 移送に要した費用等は、参加都道府県の負担とする。

(4) 装蹄

ア 装蹄所の設置

出場馬の落鉄等に対処するため、平成23年5月19日（木）から5月22日（日）までの間、会場内に装蹄所を設置し、装蹄師を配置し夜間を除き対応する。

イ 装蹄費用

装蹄に要した費用は参加都道府県の負担とし、装蹄所にて支払うものとする。

(5) 出場馬の輸送並びに入・退厩

ア 出場馬の輸送

出場馬の輸送は、馬運車を使用することとし、参加都道府県の責任で行う。

イ 輸送費用

出場馬の輸送に要する費用は、参加都道府県の負担とする。

ウ 入・退厩の手続き

参加都道府県の出場馬の輸送に係る責任者（以下「馬輸送責任者」という。）は、「入・退厩（変更）申込書」（様式１）及び「予防注射確認票」（様式２）を、馬運車ごとに別葉にして、郵送により下関市実行委員会に提出すること。提出期日は、馬術競技リハーサル大会参加申込書提出日と同一日とする。

また、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の２日前までに申し出ること。

エ 入厩予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、出場馬の出発に際し、出発日時、入厩予定日時、輸送頭数、車輛番号等を、FAXにより、下関市実行委員会に連絡する。連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

オ 入・退厩の日時

出場馬の入厩については、平成２３年５月１９日（木）から５月２０日（金）まで、退厩については、平成２３年５月２１日（土）から５月２２日（日）まで、原則として各日とも午前８時から午後５時まで（５月２０日（金）は午後３時まで）とする。

(6) 飼料

出場馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参するものとする。

(7) 敷料

敷料は、ウッドチップ等とし、出場馬の入厩前に各馬房に無料で配布する。なお、不足が生じた場合は適宜支給する。

(8) 厩舎等の衛生管理

ア 厩舎等の衛生管理

厩舎等の施設を常に清潔に保つよう、衛生上必要な措置を講じる。

イ ホースマネージャーの責務

ホースマネージャーは厩舎内外を常に清潔にし、衛生害虫の発生防止等に努める。

ウ 汚物等の処理

汚物等は適正に処理するとともに、汚物堆積場を衛生的に管理する。

5 厩舎の使用期間

出場馬の厩舎使用期間は、原則として平成２３年５月１９日（木）午前８時から５月２２日（日）午後５時までとする。

6 実績等の報告

馬事衛生業務の実績等について、それぞれの担当者は、様式3～8により、馬事衛生本部長に報告する。

7 外来獣医師並びに外来装蹄師による診療・装蹄活動

外来獣医師（第4項「業務内容」第3号アに規定する救護獣医師及び家畜防疫員を除く獣医師）並びに外来装蹄師（第4項「業務内容」第4号アに規定する装蹄師を除く装蹄師）が平成23年5月19日（木）から5月22日（日）の期間において診療・装蹄活動をする場合には、診療・装蹄前に「外来獣医師診療届」（様式9）、「外来装蹄師装蹄届」（様式11）を、診療・装蹄後に「外来獣医師診療報告書」（様式10）、「外来装蹄師装蹄報告書」（様式12）を、馬事衛生本部長を経由して獣医師団長に提出する。

8 その他

参加都道府県の監督、馬輸送責任者及びホースマネージャー等は、出場馬の出発に際し、出場馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努めるとともに、入厩期間中の出場馬の飼養管理、飼料及び馬具の保管、厩舎内外の衛生管理及び汚物の適正処理等について、責任を持って行う。

なお、家畜伝染病予防法の改正等があった場合には、必要に応じて本要項を改正する。

また、この要項に定めるもののほか、必要な事項は県実行委員会及び下関市実行委員会、または馬事衛生本部が、関係機関・団体等と協議の上、定めるものとする。